

## “Sociology of Professions” の諸問題 (2)

—その体系的構想のための準備作業—

中 野 秀 一 郎

### 目 次

- (1) はじめに
- (2) professions とは何か
- (3) 職業社会学的考察
- (4) 社会的サービスの生産・流通理論  
……以上前号
- (5) professionalization と近代化
- (6) professions と現代社会……以上本稿
- (5) professionalization と近代化

既に明らかにしておいた通り、われわれは professions を職業社会学を超えて問題にする。その場合、分析の context あるいは（従属、または独立）変数の一つとして社会変動を考えると述べておいた。そして、今日における社会変動の重要な側面はしばしば「近代化」(modernization) と呼ばれるもので、その概念的指標については、例えばこうした議論の先覚的定式化である J. B. Hall のものなどが有名である<sup>26)</sup>。

さて、社会変動と professions とを連関させるとき、professionalization の概念に思い至るが、これについては明確に2種の用法を峻別しておくべきであると考え。

その一は、全体社会体系の職業構造全体に関する概念としての professionalization であって、これは各種職業の専門分化化を意味する。その具体的な現象化は次のようなものである、すなわち一般に職業が専門化するため各々の職業サービスの (i) 代替可能性が小さくなり、また (ii) 訓練に長期を要する高度な技術や知識がその基礎として必須のものとなると同時に、(iii) 職業をめぐる下位文化が発達し、一人の個人の転職にもかか

わらずその職業形式が連続する (career の発生) ようになる。この現象の社会学的含意は、(i) の点では、一方では個別職業の孤立化・閉鎖性が、他方では、従って、一層職業間の有機的連繋の重要性が問題になるというような社会構造上の弁証法を提供するし、(ii) の点では補充と教育を含む職業社会化 (professional socialization) の問題が、そして (iii) の点では、社会移動と普遍主義——とくに社会の機能分化的下位体系の境界を超える社会移動、例えば、profession としての management は政府、企業体、大学、病院などを横断する——の問題を提起することになる。

社会全体の職業構造が専門職業化する傾向は、一般に高度産業社では強いと考えられるが、しかし、現実にはむしろ職業群の「2大階級分化」すなわち、一方では professionalization の傾向をもつ職業群と、他方ではかえって単純化・job 化する職業群が平行的に増大するという観察が有力であると思われる<sup>27)</sup>。

第二の用法は、前者に比べるとより一般的なもので、特定の職業に関して使われ、それが profession 化するという意味である。

後者の概念については、professions の理念型を、(1) (i) 資格の設定、(ii) 倫理綱領の確立、(iii) 地位向上運動を目指す professional association の形成、(2) 特別な技術と訓練、(3) 最少限の fees、という点で定式化し、この尺度からイギリスの歴史における professions の形成過程を洗った A. M. Carr-Saunders の古典の仕事が有名であるが<sup>28)</sup>、今日、意識的に自己の職業を profession 化しようとする傾向は多くの職業にみられ、職業

によっては、その社会的地位 (social status) の相対的剝奪感 (relative deprivation) に根ざす欲求不満のため特定の occupational サービスの生産・分配がスムーズに作動しなくなったりするケースも生じており、そうした意味で、この第二の用法に関連する professionalization の研究は決して軽視できぬ問題性を内包しているのである。

さて、一般に、社会体系の発展を occupational サービスの細分化・専門化として捉えると、それは大略第一番目の professionalization の概念に対応するが、これは社会に対して「分裂と統合の弁証法」をつきつける。いうまでもなく、高度の機能的分化は、デュルケムの楽観論<sup>29)</sup>にもかかわらず、社会体系に分裂の契機を与える可能性がある。人々は自分の行なう専門化された狭い領域に閉じこもるあまり、それが全体社会へどう結びつくのかを理解しかねるようになり、他の領域や全体への関心を喪失する。とくに、高度に専門化された局部的 professional サービスの場合は、人々の孤立感・疎外感は一層大きくなる可能性を秘めている。なぜなら、人々は自分自身と自分の社会の運命に重大な係わりをもつ問題の処置を理解できぬばかりではなく、それに主体的に参画することができぬため、「意志の参与」のない決定に運命を委ねなければならないという羽目に落ちいるからである。これを、政治の分野に特殊化すれば、テクノクラシーと民主主義の問題になるし、より一般的には「専門化社会」の人間と集団の生き方に係わる基本的な問題として現出する。昨今の“専門バカ”の問題がこれである。

他方、有機的連帯は部分間の分化に伴う相互依存・連関の環を強め、社会体系の統合は一層強固になるばかりではなく、こうした多元的分業形態の中でこそ個々人はその個性を十分に発揮することができるとする見解は、一方では単純労働の機械化と余暇の増大、他方では職業の多様化と職業選択の自由度の増大という現実によって支持されうるかにみえる。実際、有機体説の類推を借りれば、高等動物ほど部分の死によって全体の死を余儀なくされる可能性は大きく、その意味で、充分な社会的 communication 網の発達があれば、部分間の連帯は一層強まるはずである。

この分裂と統合の契機が弁証法的に止揚される

ことが、現代社会の問題として又われわれの実際の課題として提起されているのである。

しかし、professionalization の merit は別の形で出現する。professions サービスの特性は、その機能の社会体系に対する重要性と代替不可能性にあるが、もしそうならそれは professions に付随する社会的勢力を大ならしめ、集団としての自律度を高めるわけである。こうした自律性は、もし本来の特殊の機能の遂行に向けられれば、時に個別主義的 (particularistic) な国家主権に対しても十分に抵抗力となりえて、より普遍主義的 (universalistic) な人類の連帯への可能性を開拓することになる。社会学的常識として定着している定式の一つは、もし一社会がその下位集団のすべての忠誠を吸収してしまえば、当該社会体系は「閉じた体系」となり、外部の集団や社会との繋がりを失ってしまうという命題である。R. K. Merton が、'Marginal Man' や 'status inconsistency' の中に社会変動の原因やより広い社会的連帯の可能性、さらには階級構造の流動化をみたのは正にこうした発想に基礎づけられてのことであるが<sup>30)</sup>、professionalization はこのような方向からの internationalization を助長する傾向を内包している。この傾向は、社会体系内的には、個別集団の利害の接点を連繫の糸として成立する現代ゲゼルシャフトの構造の中へ、個別集団を超える機能的同質性に基づく連繫を組み入れる役割を果そう。professional associations が、その成員の社会的威信や地位や報酬の向上を目指すだけの利益集団にとどまらなければ、それは来たるべき国際化時代において、E. Durkheim の期待以上の強固な社会的連帯の核としての機能を果たすかもしれないのである。

職業構造全体の professionalization が、現代社会の変化の方向と関連して生起させる問題点は他にもあろうが、詳細に検討することは別の機会に譲ることにして議論を先に進めることにしよう。

professionalization のもう一つの意味は、特定職業の profession 化であるが、この点に関連する現代的な問題の一つはすでに“status frustration”として示唆しておいた。今日、われわれの周囲でいわゆる would-be-professions や semi-

professions が完全な意味での full-fledged professions としての地位を確立するために、内部的に又外部的に種々の努力を払っていることは周知の事実である。いうまでもなく、こうした status 確立への動機は、一つには功利的なものである——サービスに対する社会的報酬や地位・威信の向上、サービス行使の独占権の確立。しかし、他方、この努力は内部的にはサービスの質の向上・維持、職業倫理の徹底化、訓練・教育に対する責任など他利的要素をも含んでいる。したがって、社会的に主要な occupational サービスが profession 化することは、サービスの生産とその質の管理という点からみてもきわめて望ましいものである。法律による訓練や資格の規制(規定)は、いわば一種の社会法的性格をもつ措置であり、経済分野における重要な物財やサービスの確保をめぐって国家が経済に介入するのと同じことである。

ひるがえって、professions の条件が、社会による professional status の承認であるということは、社会における権威とリーダーシップの問題に関連する。政治社会学的にいえば、authority は <power の economy> として理解できるが、これはひとり政治現象に限ったことではない。professions サービスは、確かに、個人や社会の critical な問題の解決に道具的・技術的な competence をもっていなければならないけれど、それは又同時に consummatory・expressive な説得力に支えられていなければならない。それは最終的には、祭司的(priest-like)・意味付与的(meaning-denoting)機能の遂行として、人々の「不安」に答えなければならない。人々がこうした問題に自ら単独で解答を用意できぬ以上、それは社会的に制度化された価値体系という後背にその活動の基盤を置く professions サービスの仕事となる。病気で、あるいは戦争で、息子を失った母親達を納得させうるのは、病気に関する医学的知識、戦争に対するイデオロギー的知識を提供できる“現代の祭司達”である。こうした意味での profession の安定化機能は社会の制度的構造の要請である。かくして近代社会化は、こうした意味で、近代専門職業の制度化にイコールでもある。それは、近代社会の制度的カードルの形成に決定的に

重要な役割を果すことになる。

もし近代社会的価値体系を具現する professions が社会の制度的カードルを形成してゆくことになれば、かれらが何らかの形の elite として社会の近代化の担い手になる必然性は高い。かれらの具備する professional authority そのものが、社会の機能的分化下位体系の境界を侵透して、例えば、政治次元へ移行してゆく例は、後進型社会の近代化を考える場合、無視できぬ重要性をもつものである。そこでは、特定の下位体系で形成された特殊な権威がより普遍的性格をもつことになる。軍人、医者、弁護士、僧侶などの professions から多くの政治家や立法府議員が誕生するのは、もちろんかれらのもっている知的な問題処理能力にもよるが、又一つには、かれらが既にその専門領域で築きあげた専門的権威によるのである。一般に、後進型社会では authority の拡散化(diffuseness)の度が高く、特殊化(specificity)の度合いが低いが、これは社会体系の機能分化が未発達なこととあいまって、profession 的権威の政治的リーダーシップへの定着を支持する要因であろう。

さて、このように近代化と professions を結びつけて考察する際、われわれは伝統型 professions と近代型 professions を分けて考えること、さらに profession 的権威の自己運動についても留意する必要がある。近代化、工業化エリートの役割を荷いうる professions の資質は、いうまでもなく、上に述べたように、profession 的「権威」に基づくのではあるが、同時にそれは近代社会型の価値体系を具現する傾性を秘めていなければならない。近代合理主義に基礎を置く制度・技術が中心になる scientific, technical professions の場合この傾性は特に顕著であるが、他方、伝統的価値体系に固執する professions はしばしば近代化の阻害要因にさえなりうる。

一方、近代社会化カードルの形成に enfunctional であった近代型 professions も、制度的権威として確立すると保守的な傾向を示すようになることもある。繰り返すまでもなく、professions の権威は、その専門性に基づくから、こうした権威の持続は clients との対等な相互作用によって可能であるというよりは、むしろ上意下達の一方向

行的な傾向が強い。近代化の文化的風土が充分熟していない段階で、近代型 professions の制度化が進むと、これと伝統的 professions との間に競争・葛藤関係が生じるが、その決着は又、clients 側の「権威の選択」に大きく左右される事柄でもある。底流にある伝統型権威を無視して近代型 professions の制度化（例えば、医療制度）が進むと、こうした権威は形骸化する。すなわち、治療のために与えた薬が投げ棄てられたり、vaccination card が売買されたりすることになるのである。先進型社会では逆に、制度化された professions の権威が自己目的化（=ritualism）の傾向を示すようになることがある。例えば、昨今、わが国で争点化している医療問題では、「医療の権威の自己目的化」に対する鋭い反抗がみられるが、ここでは、一方では、素人の clients による「医療被害者連合」、他方では、専門家の「被害者から医療を学び直す看護婦の会」というように、profession 集団の内と外から既成の権威に対する告発が行われているのである<sup>31)</sup>。

以上の議論を整理しておくことにしよう。もしわれわれが近代化の独立変数として professionalization を考える立場に立つなら、それは直ちに近代化の荷い手論—その補充と教育の問題をも含めて—toに繋がるであろう。この議論の中心は、既に散発的には触れたが、まとめると次の2点になる。すなわち、professionalization は；

第一には、近代化のための人材を広範囲に補充・教育することを可能にする。

第二には、権威の経済的生産を可能にする。

この2点をやや詳細に説明しておこう。

いわゆる麻生誠のいう「離陸人材」<sup>32)</sup>の養成は公的な高等教育体制の確立をもって軌道に乗るわけであるけれども、ここでは「先行人材」のカリマスの指導力にかわって、かれらの権威の基礎が特定の活動領域における専門的知識や技術に支えられているという意味で、正に professions の生産に繋がるわけである。そして、近代型 professions がそうした technical universality（技術的普遍性）を中心価値とするため、ここでは旧来のエリート補充の仕方とは全く異なる業績主義の貫徹がみられるようになる。これは、エリートの供給源をより広範に社会の諸階層に求めることによ

って広く優れた人材を集めうるばかりではなく、一時的には対抗エリートの台頭を阻止することもできる。こうしたエリート達が professions として育成されるということには二重の意味がある。一つは、言うまでもなく、近代 professions としての教育には近代合理主義が貫徹しているわけだが、そのためかれらの思考や行動の型が近代社会の要請に適合的な「合理性」を獲得するという点である。二つには、仕事に対する責任という倫理的要素の問題である。professionalization は、一般に、(i)より公式的な職業的集団の形成と(ii)より公式化された仕事の遂行に関する職業倫理の形成<sup>33)</sup>、という傾向を生むと考えられているが、profession 教育で養成されたこれらエリート達は、こうした職業遂行上の自負と倫理的責任とを自らのうちに体得した「自己規律型」の人間として生長する。悪くいけば、ドグマティックになる可能性を秘めているこのような社会的性格は、しかしながら、近代化の初期には積極的な役割を果たすわけである。新興国家の近代化エリートとしての軍人に関心を寄せている E. Shils は、「職業軍人の経歴 (the military career) が野心のある貧しい少年達にとって格好の社会的上昇路の一つであること、そして、それは中世の教会が下層階級の少年達に権力と影響力への可能性を開いていたのと同じ程である」<sup>34)</sup>と述べているのは、エリート供給源の広がりに関連しているが、近代化がすなわち科学的・技術的進歩を意味する合理主義の貫徹過程であるなら、実質的な能率第一主義（すなわち勝利）をモットーとし、しかも封鎖的な伝統型社会にあって驚く程広範に社会の諸階層から才能ある人材を吸収している軍隊が、こうした近代化エリートを多量に生産したとしても少しも不思議ではない。

第2の、権威の経済的生産とは、次のようなことを意味する。professions は、本来的に、その clientele によって付与され認められた権威をもつ。云うまでもなく、professions の権威はその専門領域に限定された機能的に specificity の高い基盤にもとづいているが、しかしそれだけにかれの権威は絶対である<sup>35)</sup>。そして、この権威が、正にかれとの関係に入ろうとする clients の側に問題解決に対する「責任からの自由」という安心感

(=信頼)を与える基礎になるわけである。このため、すべての専門職倫理綱領には、この種の権威を専門職側の私的な目的に使用したり、かれの専門職外の領域に拡大してはならないということが強調されているわけである。しかし、現実的には、一つの権威ある高い status はそれに伴う役割群 (role-set) に一種のハロー (Halo) 効果をもつことは否定できない。かつて、小さな村落共同体では、寺の住職と小学校の校長先生、それに駐在所のお巡りさんが、あらゆる面で村民の指導者として尊敬されたというのは、村落生活の機能的役割未分化のゆえであったということも否定できないにしろ、これはこのような効果が現象化している具体的事例である。一つの新しい権威を創造することは至難の業であるが、既にできあがっている権威の Halo 効果を利用して権威を増幅することは容易であり、これは宣伝の常套手段の一つになっている。社会構造の機能的 diffuseness 度の高さに比例して、professions の権威が近代化政治エリートとしての普遍的な権威へ移行する可能性は一般的には大きくなると予想されるが、権威の経済的生産とはこうした現象を指しているのである。

近代化が独立変数となって professionalization を推し進めてゆく例も多くの問題を孕んでいる。近代化が、科学化・技術化であるためそれに適合的な新しい professions を生み出し、全体社会体系内の権力構造や文化構造に大きなインパクトを与えることは広く知られているが、特に技術者や科学者の新しい社会的役割や「科学のイデオロギー」の興隆は、現代産業社会の多様な危機の様相と関連しているので、次節においてこの問題をやや詳しく検討してみたい。

## (6) professions と現代社会

既に第1節で述べておいたように、この professions 研究の準備作業はいくつかの基本方針にのっとってなされているが、そこで明確にされた問題意識に沿って、この節では、もっともそれだけで professions と現代社会との関連が尽されたと考えるものではないが、次に掲げる4つのポイントについて分析的コメントを試み、この小論のまとめ—今後の研究推進のための orientation を

指摘すること—としたい。

それらは；

- (i) 労働の一形態としての professions
- (ii) 科学的・技術的 professions の優位性と  
その意義
- (iii) 行政と professions サービス
- (iv) professions の国際化の問題

である。逐次、論述を進めてゆくことにしよう。

### (i) 労働の一形態としての professions

心理人類学者の F.L.K. Hsu は、文化的な制約を受けていない純粋な人間の社会的欲求を、社交 (sociability)、安全 (security)、地位 (status) の3つに分類し、これらが充足される文化的構造の差異に応じて、異なる社会における集団の在り方を研究している。社交とは、個人がその仲間といっしょにいることの享受であり、安全とは、個人がかれの仲間との紐帯を確保していること—必要な時に、精神的・物質的援助が期待できる—、そして地位とは、仲間によって重要視されているという感情であるという。

職業は、今日のような機能分化の進展著しい社会では、個人の機能要件充足のほんの一部—例えば、仕事・家庭・趣味の3本柱で人生を考える傾向がある—を荷うに過ぎないとも考えられるが、未来はともかくとして、現時点では、職業上の仕事は個人の社会における繫結点であって、それが仕事以外の所でも diffuse な機能を果しているという Morse と Weiss の意見はむげに否定できないかも知れない<sup>37)</sup>。実際、かれらの調査では、無作為抽出による被雇用者のサンプルで、その80%が例え生計を稼ぎ出す必要がなくとも仕事を続けると答えているのである。しかし、その理由を分析してみて気付くことは、いわゆる positive reason として “to keep occupied (interested)” が全体の32%で圧倒的に多いということであり、このクラスは、もし他に適当な“する事”があればそちらへ流れる可能性を秘めている。筆者の予想とは反対に、“to be associated with people” と答えているのは全体で4名、わずか1%に過ぎない。いわゆる negative reason として、もし仕事が無ければ、“feel lost, go crazy” と答えるものが42名、14%存在することを合せ考えてみる

と、この調査結果は、むしろ、「安全」を差し引けば現在の被雇用労働者は一般に「社交」や「地位」の欲求を仕事を通して実現しようとは考えていないことを示しているといえよう。もちろん、仕事に対する態度は、職業階層によって大いに異なるであろうが――。

他方、こうした被雇用労働一般の実情の中で、professions は特に羨望の対象としてみられる傾向がある。More と Kohn は Dentistry を例に、この専門職が、(i) コミュニティにおける高い威信 (=prestige), (ii) 医師に匹敵する高い収入 (=financial earnings), (iii) 他者への奉仕の感情 (=human service), (iv) 自律性 (=autonomy) それに、(v) その持主を満足させる高度な技術 (=manual skill), を特徴としてもっていると考え、これを基準にこの職業に入ろうとする学生達の選択「動機」を調査している<sup>38)</sup>。学生達の職業選択動機は、いうまでもなく「安全」(特に Monetary advantage of the profession)を除いても、「地位」(=Prestige of the profession)や「社交」(=Desire to work for and with people), それに「自律性」(=Desire to be my own boss, Desire to work with my hands)によって充分与えられうると思われる。ここでは、仕事がすべての人間的社会的欲求を満足させてくれそうに思われるのである。もっとも、ここではいわゆる自営型の professions が問題にされたのであり、それも would-be-dentists の学生が対象になったので、professions が理想的にみえている分を差し引く必要があるかも知れない。被雇用の場合には、professions の場合でも自営型に比べて「自律性」や「収入」において劣り、さらに「組織原理」などとの心理的葛藤を経験しなければならぬから、これほど楽観的にはなれぬかも知れないのである。しかしながら、いずれにしろ、professions や managerial occupations には、「家族と過す時間はほとんどなく、反省の時間は全くないというような忙しさを喜んで熱心に引き受けさせる」何物かがあるらしい「それも潰瘍か心臓病に悩まされながら」である。こうした「モーレッツ人間」も一つの社会問題であろうといわぬばかりに Weiss と Riesman は書いているけれど<sup>39)</sup>、しかし、一般的には、仕事が占める生活時

間はまだ1週40~50時間に及び、この時間が単に生計のための必要悪以上のものでないとしたら、それはかなりの苦痛であるといわなければならない。通文化的にみても、仕事に対する満足度は、管理職・専門職・上層階級で高く、未熟練労働者や農民では低い<sup>40)</sup>。もっとも、この場合でも、ドイツやソ連では、職業階層による仕事の満足度が著しく異なるのに、米国やノルウェーではそれ程でもないという事実があるので、われわれは仕事の社会的 context を何らかの形で変数化して、この事情を説明しなければならないであろう。

現代社会は、一方では、不断の技術革新によって特徴づけられ、それが又不断の professionalization を惹き起しているといわれる。一般的には、職業構成上の第一次革命(農業から工業へ)について第二次革命(工業からサービス業へ)の時代が始まったと云われる。確かに、日・米のここ50~60年間における職業構成の推移を引き比べてみても<sup>41)</sup>、農業の減少と white collar の増加は正に対をなして生起しているし、専門職は増加している。しかし、他方、既に指摘したように、単調(単純ではない)労働は多様な製造業の中でむしろ増加し続けているし、manual workers (いわゆる労働者)についてみれば、1960年度米国で39.7%、日本で33.25%といずれも高い割合の職業構成比を保持し続けているのである。従って、professionalization の過程で、より多くの人々が「仕事をする」ことによって、理念型的な professions のみが供給できうるような精神的・物質的満足を得る可能性はたいして大きくないと結論すべきであろう。

こうして、一方では、人々は仕事の外にかれの多様な社会的欲求充足の手段を発見してゆくであろうことが予想されるから、professions は、それ以外の多様な労働形態と競合するというよりは、むしろ労働以外の人々の生き方の多様な形態と競合してゆくということになる。

Freud はかつて、仕事(労働)=work を次のように考えたという: Activities that are serious and directed toward the shaping of reality, though they are not immediately necessitated by the problems of making a living.<sup>42)</sup>

これは労働経済学的な work の定義を見事に飛

び越えている。同時にそれは、ある意味で、仕事の本質に迫っている。既に述べたように、人間個人と社会にとって機能的に必要な諸活動が一般的に金銭的タームで語られうるのは近代社会に於てであり、そのタームでしか語り得なくなった現在の多くの仕事に人々が見切を付けても少しも不思議ではない。その中で、いわば professions は例外的な位置を占めていた。

professions は、こうして、現在における働くことの意味を反省しなおす契機を与えてくれたことになる<sup>43)</sup>。

(ii) 科学的・技術的 professions の優位性とその意義

現代社会が、飛躍的な科学・技術の発展に支えられた複雑な社会であることは疑問の余地がない。その複雑さは単に機械的な装置の複雑さのみならず、人間関係の制度的仕組みの複雑さでもある。かくして、現代社会はこうした技術的進歩の諸成果を作動させる知的・科学的・技術的専門職を多数必要とするようになる。

近代化と関連させながら D. Apter は書いている；「近代化推進者達は科学を尊敬する傾向がある。近代性とは技術的進歩や技術と装置一すなわち技術的財と複雑な機械類の蓄積一を意味しよう。これらの近代的装置は特定の近代化グループに大きな影響力を附与する。かくして、人口学者、統計学者、なかんずく経済学者がいわゆる自由専門職のかつての地位を占拠し始めている」<sup>44)</sup>と。

実際、原子力の発見と利用が多く的高度な技術者の必要を招いたことは明白であるが、社会組織に関しても、例えば「政治」が社会工学的発想の影響によって、科学化・技術化してゆく(=非政治化)さまは、D. Apter の記述が如実に物語っている。「Politics becomes the preserve of the career expert, who is himself a technician. The old amateur and noncareer characteristics of the political entrepreneur are replaced by the scientific planner and the expert in attitude surveys. Formation of government policy on critical issues tends more and more to resemble a scientific enterprise.<sup>45)</sup>」

こうして、科学的知識や訓練を基礎にした専門家が、現代社会の作動に重要な役割を果たすことになるわけである。しかし、大切な点は、科学・技術を支える基本的価値(=合理主義・普遍主義・実証主義など)を信奉しているからといって、これらの professionals が、何らの先験的価値判断やイデオロギー的信条とも無縁であると考えことはできないということである。科学的・技術的 professions が優位性をもつ社会は、又それなりの価値判断やイデオロギーをもつことになる。この問題を、特に professions の役割遂行との関連で若干考察してみたい。

既に指摘したように、professions の意義は単なる「知識の機能」として把握できるものではなく、常にそれは「権力の機能」とも密接に結びついているものであった。権力の機能とは、それが他者や社会に対してもつ権威や影響力である。科学や技術が優位する社会では、そうした活動にたずさわる一群の専門家達が全体社会レベルで一つの権力機能を荷うようになるという事実が、われわれが今この節の問題を考える場合の社会的文脈であり、テクノクラット(Technocrat)の問題がその具体的現われである<sup>46)</sup>。もちろん、技術者自身(又はそれを支えている科学的・技術的精神)は、一定の内的倫理以外の拘束に縛られるものではないが、テクノクラット精神は「体制の合理性」によって影響される。即ち、「技術の政治化」という側面が「政治の科学化」の盾の反面として存在しているのである。そこからくるイデオロギー性は、従って、また「イデオロギーの終焉」というイデオロギーというような不格好な表現に負うことになる。この問題は、小さくは「組織内 professions」の問題として生じたものの全体社会的表出である。

さて、M. A. Burnier たちは、独力で家内工業を営んでいた闘争的雇主、議会の政治家、ブルジョワ共和国のユマニズム的知識人などに替って、新しい階層(民間部門の経営者、大企業の指導者、高級官吏、国家参事官、大国有企業や公共信用機関や経済行政機関の責任者、政府又は国際機関の財政専門家など)が登場すると述べているが<sup>47)</sup>、この場合一つの前提条件は、産業発展に伴う質的に新しい国家の役割である。「国家は

単なる政治的ヘゲモニーの用具から、経済構造そのものへの介入機関になる」のである。これは古典的ブルジョワ民主主義を制度的にも崩壊させる。議会の役割の著しい低下、政令発布権の拡大、行政権の肥大である。こうして、高度産業社会では、「専門家が提案したさまざまな解決策を審議し、中期および長期の経済・社会政策を決め、それを実施し、科学・技術的研究の目的や予算を決めることができるような人間」が前面に現われ、それが国家テククラシーを形成することになる<sup>48)</sup>。もっとも、この事情は、近代化途上にある社会の場合も同じで、そこでも近代化エリートは、技術的専門性に基づく有効性原理を受け入れねばならず、「科学のイデオロギー」を信奉しなければならない<sup>49)</sup>。では、そのイデオロギーはどのような特性を具えており、又問題点を孕んでいるのだろうか。

この分析に入る前に、D. Apter のたてた前提条件を紹介しておこう。すなわち、「科学のイデオロギー」が安定的な形で定着するためには、一つの全体社会に次のような条件が整っていないといけないという。(i) 社会成員の規定一だれをもってその社会のメンバーとして認めるか—が一般的に承認されており、その結果、nationalism が内面化・暗黙裡のものとなっていること、(ii) 社会が充分発展しており、従って社会的混乱があってもそれが大蛇を振って「解決」されるのではなく、精巧な適応メカニズムが作動すること、(iii) 継続的發展過程に機能的な諸役割に関する合意が一般化していること<sup>50)</sup>。

科学のイデオロギーの特性は、科学自体の制度化された規範（例えば、R. K. Merton の定式化）からも推測できるが、問題はその社会的含意である。経験主義・予測可能性・合理性を行為の導きとして集合行動が制度化されるときそれは社会の在り方にどのような影響を与えるであろうか。例えば、meritocracy はどのような形で民主主義や社会的統合と結びつくのであろうか。

このイデオロギーの第一の問題点は、それが社会の統合や連帯 (solidarity & identity) にほとんど大きな係わりをもたない、否分裂さえ惹起するということ—scientifically literate と scientifically illiterate の分裂<sup>51)</sup>—である。この点は

早く Weiss と Riesman が指摘したことで、機能的に重要でない労働にたずさわる労働者の疎外感の原因となっているのはこれである<sup>52)</sup>。自己の存在意義の社会的基盤を失なっていくこと—functionally superfluous の場合—、それまで確立していた地位に伴う威信を喪失することが、強い社会的不満として爆発することは、政治的急進主義の研究で S. M. Lipset が指摘した所である。

professionalization の進行は、又個々の occupations を越える careers の形成を導くが、これは一つの新しい階層の発生である。他方、かれらが異なった利害集団に雇われる時、新しい形の「科学の政治化」が出現する。

(科学)・技術が、究極的には、(与えられた)目的に対する最適手段の発見に係わる営みであるということから、次の問題が出てくる。もし、科学・技術的精神が一つの究極的価値の位置を占める時、そこに「手段の目的化」という倒錯が現われる。そして、一方では、科学者や技術者が「指導者」の役割を荷いえない所から人々の不安が生れる可能性があると同時に、自ら「哲学者」の役割を荷う professionals が、結局は支配的体制の奴隷になり下るという事態を招来させる。「指導者の職務を完全に果たすために幹部として望ましい資質として要求されているもの」についてアメリカの 200 名の企業責任者たちに対する調査が行われた際の回答は；

最重要な資質の 41% は忠誠・正直・精力という道徳上・経歴上の資質であり、17.5% は判断、14.5% が幹部特有の活動組織における能率、14% は他人に対する理解力、そしてわずか 13% が技術的知識であった<sup>53)</sup>。

professionalization を通して生れる現代のテククラットが Burhnam の主張するような新しい支配階級であるか、それとも階級闘争が消滅した社会における一般的・合理的な利益の純粋な推進者であるのかは判断の難しい問題である。しかし、professions の社会的機能が、前稿で論じたように (i) public supply sector へ、(ii) organizational へ、(iii) ex-anti へとその性格をかえ、かつ又 (iv) community level, national level へとその clients の領域を拡大していく傾向の中



で、professions が全体社会の〈運命決定〉(=意志決定)に大きな係わりをもたざるをえないようになり、同時にそのことによって新しい社会問題をも生み出してゆく可能性が存在するということは、上のささやかな記述によっても、疑問の余地がない。

一言付言しておけば、政治の分野を離れて考えても、科学的・技術的 professions は現代産業社会の作動の中核にあるので、「もしそうしたいと思えば、何百人かの技手たちが、一瞬のうちに発電を停めてしまうことができる。国鉄の操作場が完全にオートメーション化されれば、数十人の人間が、鉄道輸送を停止させる可能性をもつだろう」<sup>54)</sup>という。この事実が後に述べる International Functionalism の前提条件になっているのであるが、その意義は国内的にも決して無視できぬものを含んでいよう。

### (iii) 行政と professions サービス

professions と現代社会の関係に関する議論は前節でみた問題点で尽きているわけではないが、そこで指摘した「知識社会化」の問題は、どちらかといえば、professions サービスが権力機構へ与えるインパクトに重点がかかっている。他方、政治権力が professions サービスの生産や分配に大きな力をもつようになる側面は、多かれ少なかれ、新しい「哲学」の誕生を示唆するかにみえる。

D. Apter は、近代化を推進する社会の中で、いわば分裂の危機を与える「科学のイデオロギー」を補なうものとして、社会体系の統合に寄与する socialism というイデオロギー、連帯と同一化 (identity) を促進する nationalism というイデオロギーについて触れているが<sup>55)</sup>、それでは、現代社会ではこれに対応する強力なイデオロギーは何か。あるいは、これら二つのイデオロギーが相変わらず有効な機能を果しうるのか。

古い consummatory な機能をもつ2種類のイデオロギー (socialism と nationalism) についていえば、socialism イデオロギーが一般的にはより生存の可能性がある。それは、一方では、ケインズ革命以後の国家が多かれ少なかれその政府機能の道具性 (instrumentality) によって「公共の

利害」に関心を示しているし、政治手段としての科学・技術の使用は、同時に、「人間の知識は人間の幸福—人間事の改善—のために使われなければならない」というイデオロギー的信仰に結びついているからである。他方、すべての社会は、ある意味ですべて発展途上国であり、ここでは近代化過程と同様な〈能率〉の原理が支配するからである。

今日、工業化をある程度まで発展させた社会では、国民大衆の福祉 (=社会福祉) の向上が問題になっている。福祉 (social welfare) の内容については多くの異なる議論があるにしろ、例えば「福祉国家への道」というスローガンは現代産業社会の一つの道徳的価値になりうる程の力をもっているのである。そして、この場合、政府 (government) はこれを推進すべき重要な役割をもった集団として人々の期待を背負っている。

一般的に言えば、一つの全体社会がその社会体系の作動に必要なサービス (人的用役) を獲得する仕方は、(i) 市場メカニズムによるか—exchange, (ii) 集中的な権力のメカニズムによるか—redistributive, あるいは (iii) 自給的メカニズムによるか—reciprocal, であるが、いうまでもなく近代市民社会は (i) のメカニズムによってそれを〈経済学的〉に解決してきた。しかし、一定の「動機付けの体系」を欠いたり、又は特に急速に拡大する需要に適合するために、多くの後進国では、(ii) のメカニズムによってこれを確保することが必要であった。もちろん、先進国でも、例えば〈国家の防衛〉のような軍事的サービスの供給が private sector に委ねられる、すなわち市場メカニズムによって control されることはなかったけれども……。

professions サービスが、その clients にとって、決定的に重要な問題に係わるため、これを十分に獲得するために種々のメカニズムが存在していたことは周知の所である。professions に附与されていた「高い社会的権威」は、これに優れた人材を集めるために機能したし、又内部的な職業倫理の発達も「質の高いサービス」を獲得するために有効であった。しかし、一方では、national community 自身が clients 化したこと、他方、人々の利害関心を国家が集約的・調整的に実現す

ることが人々の社会的欲求実現の pattern として発展・定着してきたことにより、professions に対する政府の介入は決定的になった。すなわち、このサービスの需要供給は「市場メカニズム」または「価格メカニズム」によって調整されることができないか、あるいはそうすることが望ましくないと考えられるようになったのである。すべての人々にとって、最良の医療・最良の教育を受けることなどは基本的な権利として観念されるようになっていく。

ひるがえって考えるに、用役の需要供給を「市場メカニズム」によって行なうという方法は「労働」が商品化した近代資本主義社会（＝近代市民社会）のものであるが、この場合でも、古典的 professions サービスはある程度「市場メカニズム」の外にあった。professions 倫理の主要な項目の一つは、「広告の禁止」であったし、「社会的使命感」にもとづく全力投球は広くかれらの行動を支配していた。その報酬形態も第一義的に「金銭的」であるわけではなかった。一般の用役（service）は、当初から「市場メカニズム」に組み入れられていたが、「労働」はそれ自身その売り手たる労働者の生活（さらにかれの支える家族の生活→文化的な社会生活）と結びついているため、買い手がないから売らぬ、売れぬという状況（失業＝労働者とその家族の餓死）を放置することは不可能であった。従って、それは政府（あるいは国家権力）がこの「市場メカニズム」に介入する充分な理由を与えることになった。いわゆる市民法に対する社会法の発生である<sup>56)</sup>。商品化の進展に伴ない、professions サービスにも市場メカニズムの影響が顕著になったこと、他方、後進型社会では当初から社会にとって必要かつ重要なサービスを意図的・持続的に確保するための体制を装置する（＝社会主義化）ことが一般的となって、こうしたサービスについて明確な行政介入が存在することになった。

professions を“state control”（政府の統制）の観点から、その程度に応じて分類することも可能であるし、又そのサービスの生産・流通・分配の諸過程における control としてこれを眺めてみることも可能であるが、一般に高級官僚や職業軍人のように政府の control がきわめて支配的なもの

のから、神学者やジャーナリストの場合のようにそれが著しく小さなものまで連続している。

professions サービスに対する第1の行政介入は、その生産の側面に表われる。いわゆる専門教育である。professions の完成には長い訓練期間と高度な科学・技術教育が必要であるが、そのためには莫大な投資と長期的な展望が不可欠である。そこでこの社会的必要を政治的に解決してゆく方策の一つとして公的教育機関が設置される。既に高い水準を有する外国の教師が雇われたり、又留学の制度によって国外で学ぶという方法も広く行なわれる。例えば、明治維新によって成立する新政府は明治12年の「教育令」によって教育の管理に乗り出すわけだが、明治15年の「文部省年報」によれば（明治初年から帝国大学の成立した明治19年にわたる時期は、わが国の高等教育の播種期であるといわれる<sup>57)</sup>、当時の高等専門教育機関（大学、専門学校、官立師範学校）は、大学1校、専門学校88校（うち、医学38、法学6、農学10、商学6、航海・測量4、外国語2、数学7、画学3、その他12。ただし、官立2校、府県立46校、私立40校で、府県立校の大半は地方の医学校、私立校の大半は東京に集中した法律・数学などを教授する学校であった）、官立師範学校2校である<sup>58)</sup>。なかでも、国家の近代化エリートを育成するために、東京大学は特異な位置をしめ（法・文・理・医の4学部の統一は明治14年）、その経費は明治13～14年には文部省経費総額の4割を占めた。

以上は、近代化の急務のために国家権力が高等教育を社会化する一例であるが、これは後進型社会の教育制度には多かれ少なかれ観察される現象である。

professions サービスに対する第2の行政介入は、サービスの規格化によってその質の低下を防ぐために行なわれる。License の制度がこれである。もちろん professions の歴史が長く、professional associations が強い組織と倫理綱領をもっている場合には直接国家権力が介入することは少ない。例えば、イギリスの医師の場合、確かに1858年の医師法（Medical Act）によって GMC（すなわち通称 General Medical Council）が法的に創られるようになったとはいえ、それは従来

までの長い慣行—大学と医療団体 (universities & medical corporations) の役割。当時, License (より正確には登録資格証) を発行することができたものは, 前者18校, 後者9団体であった—を制度的に定式化するものであったに過ぎず, 国家の介入らしいものは, 1908年 St. Mary's Medical School が License の発行資格を教育省 (the Board of Education) に求め, これを許可されたのが最初である<sup>59)</sup>。

これに対して, 後進型社会の場合, professions サービスに対する License は当初より国家権力の監視・掌握するところとなる。日本において, 例えば, 弁護士の場合は, 明治26年の司法省令第9号による弁護士試験規則によって国家試験が行われることとなり, これが正12年まで続く。さらに, これが高等試験司法科本試験となり, 昭和24年に司法試験として今日の形態をとるようになった。云うまでもなく, 司法試験は国の行政の一分野であり, 法務大臣の所轄の下にある司法試験管理委員会が法律に基いて (司法試験法) これを行なう。もちろん, 弁護士になるにはこの試験に合格することが必要条件ではあるが十分条件ではない。その資格や職務については弁護士法 (昭和24年6月10日法律205号) がこれを定めているのである。

国家権力の第3の介入は, professions サービスの流通・分配過程に及ぶ。既に指摘したように, 社会的人間の諸権利が法的に確認されることとなり, それを意図的・調整的に保障することが国家の重要な職能であると考えられるようになるにつれて, こうした社会的基本権<sup>60)</sup>を保障する立法化政策が現実化する。この政策には二方向がある。その一は, 社会保険あるいは社会保障に関する立法によるものであり, これは既に明文化されている権利の実現が主として経済的理由によって空文化するのを妨ぐ意味から, 金銭的な公的援助を計るものである。その二は, 社会福祉あるいは社会事業に関する立法によるものであり, いわゆる市場メカニズムによっては供給しえない財やサービスを公的機関によって創出・提供するものである。前者の例としては, 例えば, 健康保険制度による医療費の補助があり, 後者の例としては, 例えば老人福祉法による老人ホームの経営な

どを掲げることができよう。

以上は, 国家の professions サービスに対する若干の介入 pattern であるが, 国家自身が職能化し, かつ又専門職に対する client でもあるようになる, 例えば国家公務員に対する統制と同様に, professions に対するそれよりも直接的となるであろう。

#### (iv) professions の国際 (機関) 化の問題

現代社会の主役である科学的・技術的 professions は, その普遍主義的な道具性によってそれ自身特殊主義的集団に手段として従属する可能性があることは既に述べた所であるが, しかし, 他面, この同じ性質が国家を超える新しい連帯創造のイデオロギーとして結実する可能性にも触れておく必要がある。professions の基本的特性の一つは, その仲間集団への倫理的忠誠であって, 特定の世俗の利害集団のうちに組み込まれると, 「手段化」の道程で何らかの葛藤を生み出す可能性をもつことは, この場合, 国家体制の境界を越えるエネルギーに変換される。「科学」が本来普遍主義的性格をもつため, その規範・活動・構成が国際化する可能性は, これを支配しようとする政治家の頭を痛めせしむる問題である。NSF (National Science Foundation) の仕事について語った Magnuson 上院議員は科学者達に次のようにいったという; As you gentlemen so well know, science knows no geography.<sup>61)</sup>

International Functionalism はこの技術主義の哲学を土台とする国際関係論で, きわめて実践的な響きをもち, 今日では国連の下部機関の現実化に支えられて説得力をもつようになった。ここでは技術的 expertness から主権国家の政策に「内政介渉」することがある程度認められていると考えられる。一例を掲げれば, 1919年11月28日の第一回国際労働機関総会 (ワシントン) で採択された「工業的企業における労働時間を一日8時間かつ一週48時間と制限する条約」(第1号)は, わが国では, 昭和22年4月7日法律49号による「労働基準法」の第32条として法文化されたのである。

professions の国際化の問題は, 一方では, 特に科学的・技術的 professions を中心にした国際

流動性の問題—留学、教育、学会その他の専門家会議、共同研究、頭脳流出など—多様な問題を内包しているが、他方、上にみたような professions の国際機関化の発展とあいまって〈国際社会—世界社会〉の形成への手掛りとしても検討されなければならないと思われる。

(1972年6月20日)

- 26) J.B. Hall, 「日本の近代化—概念構成の諸問題」『思想』1961年 439頁
- 27) 例えば, H. Wilensky は, 技術の専門化, ライセンスや許可制度の増大, サービス職業の増大などが必ずしも「すべての人々の職業を専門職化」するものではないと論じている。H.L. Wilensky, “The Professionalization of ‘Everybody?’” AJS Vol. LXX #2 1964 PP. 137—158
- 28) A.M. Carr-Saunders & P.A. Wilson, op. cit.
- 29) Durkheim における機械的連帯から有機的連帯への発展図式は, Comte, Spencer を継承した強い楽観論に裏付けられている。もっとも現実的には, かれにしても (i) 無規制 (アノミー) 的分業や (ii) 拘束的分業を想定せざるをえないけれど, かが職業集団の倫理剛領にこの矛盾の解決を求めたことは有名である。
- E. Durkheim, *De la division de travail social*, 1893 および Préface de la seconde éditions.
- 30) R.K. Merton, *Social theory & Social Structure*, 1957 特に chap. V, VIII, IX 参照, 及び1967年度 American Studies Seminar (Kyoto) 講義録 (未発表)
- 31) 朝日ジャーナル Vol. 14, #6 1972, 「医療再建の基軸を求めて」(論文3編)
- 32) 麻生誠『大学と人材養成』中公新書 175頁。昭和45年  
R.R. Rostow の「takeoff」(離陸期) にならって伝統社会が安定した近代工業化社会に急速に移行してゆく過程を指導するエリート人材の意。
- 33) H.M. Vollmer & D.L. Mills eds. *Professionalization* 1966. P.2
- 34) D.E. Novack & R. Lekachman eds. *Development & Society* 1964. P.392
- 35) E. Greenwood は「非専門職業は顧客 (= customers) をもち, 専門職はクライアント (= clients) をもつ」というが, この相違を前者が自己の欲するサービスや商品の決定権をもつに対して, 後者はそれを一方的に専門家の判断に依存する点に

求めている。E. Greenwood, “Attributes of a profession,” *Social Work*, II #3 (1957 July) PP. 44—55

- 36) F.L.K. Hsu (作田啓一・浜口恵俊訳) 『比較文明社会論』培風館, 昭和46年, 155—156頁
- 37) N.C. Morse & R. S. Weiss, “The Function & Meaning of Work and the Job”, ASR. Vol. #2 1955 PP. 197  
ちなみに, この調査は, 全米の被雇用男性 401 人に対する面接—fixed question-free answer 方式—
- 38) D.M. More & N. Kohn, Jr., “Some Motives for Entering Dentistry”, AJS Vol.66 #1 1960 PP. 48—53
- 39) R.S. Weiss & D. Riesman, “Work & Automation: Problems & Prospects” in R.K. Merton & R.A. Nisbet eds. *Contemporary Social Problems* 2nd ed. 1966 P. 554
- 40) A. Inkeles, “Industrial Man: The Relation of Status to Experience, Perception, and Value,” AJS. Vol. 66 #1 1960 PP. 1—31
- 41) 米国については; R.H. Hall, *Occupations and the Social Structure*, 1969, P.19  
日本については; 万成博, 「工業化と職業移動」『社会学部紀要』関西学院大学社会学部 #14. 1966, 28頁
- 42) R.S. Weiss & D. Riesman, *ibid.* P. 559
- 43) これに加えて, “marginal labor” (アルバイト, second job, など) の概念が重要になろう。一方では, 「趣味を生かして生計を立てる人」が増加, 他方, 「仕事を最少限にして別の活動を楽しむ人」も増加。
- “occupational status” が代表的な社会的地位ではなくなる時代に到来しつつある。
- 44) D.E. Apter, *The Politics of Modernization*, 1965, P.157
- 45) D.E. Apter, *ibid.* P.173
- 46) F. ボン, M.A. ビュルニエ著 『新しい知識人』(西川一郎訳) 紀伊国屋書店, 1969年, ここで著者たちは, テクノクラットの機能が純粋に技術的なものではなく, 言葉の広い意味において政治的なものであると指摘している。84頁
- 47) 同上訳書, 95頁
- 48) “ ” 96—97頁
- 49) D.E. Apter. *op.cit.*, P.175
- 50) “ ” *ibid.* P. 344
- 51) “ ” *ibid.* P. 348

- 52) R.S. Weiss & D. Riesman, “Social Problems and Disorganization in the World of Work,” in R.K. Merton & R.A. Nisbet eds, *Contemporary Social Problems*, 1961, PP. 459—514
- 53) *Enterprise* No428, 1963, PP. 81—83
- 54) F.ボン, M.A. ビュルニェ前掲訳書155頁
- 55) D.E. Apter, op. cit., P. 354
- 56) 社会法の意味は、例えば、4つある。1は、法律思想の潮流を指すもので「個人法に対する社会法」という概念。2は、法源について法社会学的考察をするところに認められるもので、「国家法に対する社会法」。3は、現行法体系の一系統を指すもので、「公法と私法に対する社会法」という概念。4は、現行法学(解釈法学)の分科の一つとしての「社会法」学科を認めるもの。いうまでもなく、筆者の理解及び用法はこの3番目の概念に近い。
- 菊池勇夫『社会法の基本問題』有斐閣昭和43年、67—70頁
- 57) 麻生誠, 前掲書5頁
- 58) “ ”, 前掲書17—25頁
- 59) A.M. Carr-Saunders & P.A. Wilson, op. cit., PP. 83—85
- 60) 社会的基本権は、(i) 健康の権利, (ii) 物質的生活水準に対する権利, (iii) 労働に対する権利, (iv) 休養と休暇に対する権利, (v) 教育に対する権利, (vi) 社会権のすべてに含まれるものとして、条件と機会の均等に対する権利, などを含むとされる。菊池勇夫, 前掲書75頁
- 61) H.M. Vollmer & D.L. Mills, op. cit., P.312